

高梁市水道事業經營戰略

高梁市

目次

第1章	はじめに	1
1	経営戦略策定の趣旨と位置づけ	1
2	計画期間	2
第2章	水道事業の現状	3
1	事業の概要	3
2	施設の現状	6
3	水道料金の状況	8
4	組織の状況	10
5	経営の状況	11
第3章	基本方針と施策目標	17
1	基本方針	17
2	施策目標	18
第4章	計画実施に向けた重要な取組	20
1	投資計画	20
2	財源計画	23
第5章	投資財政計画	26
1	投資財政計画	26
2	原価計算表	30
第6章	経営戦略の事後検証・更新等	31
1	経営戦略の事後検証の必要性	31
2	計画の推進と点検・進捗管理の方法	31

第1章 はじめに

1 経営戦略策定の趣旨と位置づけ

(1) 経営戦略策定の趣旨

高梁市における水道事業は、昭和31年に吹屋簡易水道及び平川簡易水道を創設、同年7月から吹屋簡易水道で給水が始まり、以後各地で水道が整備されてきました。昭和36年には、旧高梁地域に上水道を創設、昭和37年9月から給水が始まり、令和2年の簡易水道との統合を経て、令和6年度末時点では給水普及率95.4%となっています。

しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所が令和5年に公表した推計において、本市の人口は過疎化や少子化により今後も減少が見込まれ、また、節水型社会の浸透などによる有収水量の減少により、水道事業は今後ますます厳しい経営を強いられることが予想されます。

また、既存の各施設は設置から相当年数が経過し、老朽化が進んでおり、施設の更新や耐震化には多大な費用が必要になる見込みです。

このような状況の中、本市では、平成16年6月に厚生労働省が策定した「水道ビジョン」の方針を踏まえ、平成22年2月に「高梁市水道ビジョン」を策定後、平成29年3月に「高梁市水道事業基本計画」として改定するとともに、総務省が平成28年1月に発出した「「経営戦略」の策定推進について」（通知）に基づき平成29年3月に「高梁市水道事業経営戦略」、平成31年3月に「高梁市簡易水道事業経営戦略」を策定し、安全で良質な水道水の安定的な供給を図ってきました。

その後、本市は令和2年4月に簡易水道事業を上水道事業へ統合しましたが、今後も厳しい経営環境が続くことが見込まれる状況で、市域全体の水道事業として安定的な運営を図ることを目的に、「災害に強いライフラインの構築」を進めるとともに、さらなる経営の効率化を実現するため、この度、市域全体の水道事業の中長期的な経営の基本計画となる「高梁市水道事業経営戦略」の見直しを行いました。

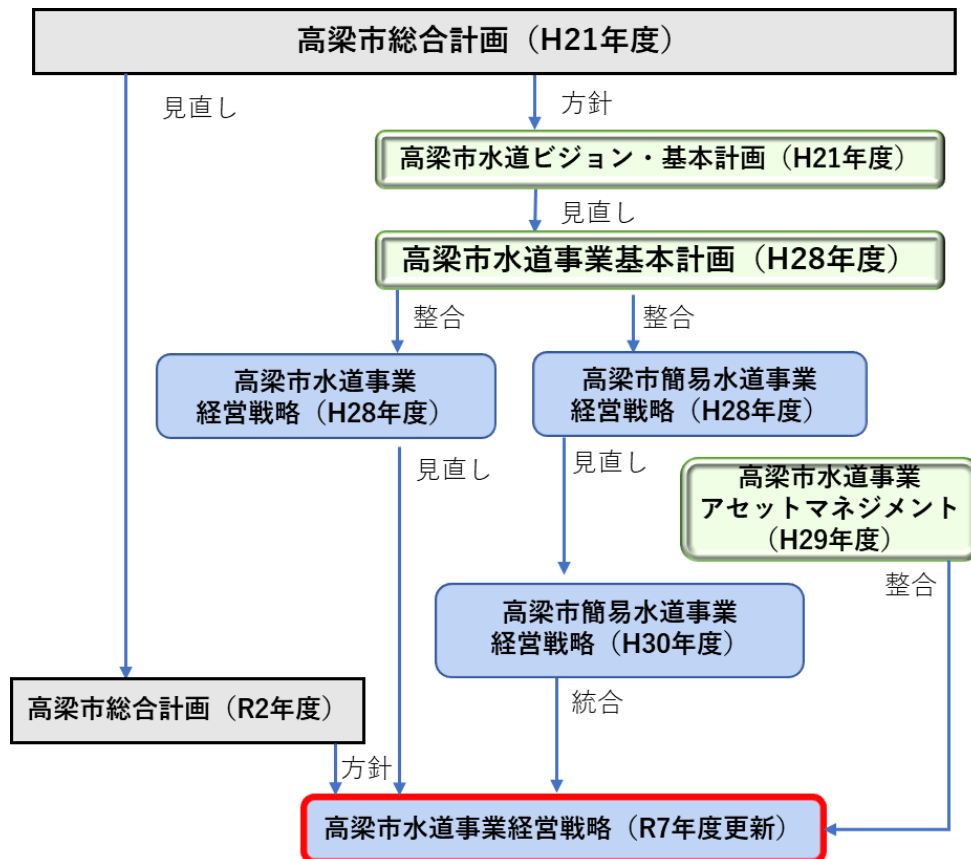
(2) 経営戦略の位置づけ

「高梁市水道事業経営戦略」は、高梁市の全体計画である「高梁市総合計画」（計画期間平成 22 年度～令和元年度）の方針を基に、「高梁市水道事業基本計画」（計画期間平成 28 年度～令和 12 年度）を踏まえ、本市水道事業における中長期的な経営の基本計画として平成 29 年 3 月に策定しました。

その後、本市は令和 2 年 4 月に簡易水道事業を上水道事業へ統合し、事業運営状況が変化したため、今回見直しを行うこととなりました。

「高梁市水道事業経営戦略」の見直しにあたっては、本市の全体計画である「高梁市総合計画」（計画期間令和 3 年度～令和 12 年度）や「高梁市水道事業基本計画」（計画期間平成 28 年度～令和 12 年度）等の上位計画や関連計画との整合を図っています。

【経営戦略の位置づけ】



2 計画期間

令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間とします。

第2章 水道事業の現状

1 事業の概要

(1) 事業の概要

本市では、市街地を中心とした上水道事業と中山間部を中心とする簡易水道事業の双方が、別の事業として運営されてきました。

上水道事業については、昭和36年に創設、昭和37年から給水が開始されました。給水開始以来、四年制大学の開学や分譲宅地の造成及び公共下水道の普及による水需要の増加に対応して、取水・配水施設の増設や整備などを行ってきました。水源は全て浅井戸であったため、将来的に取水量の減少や水質の悪化が懸念されることから、安定的な水量と安全・安心な水の確保を図るため、平成18年度から岡山県広域水道企業団からの浄水の受水（計画最大供給量4,400 m³/日）を開始しました。

一方、簡易水道事業については、市内の広い範囲に渡って23か所に整備されてきました。昭和31年3月に創設された吹屋簡易水道並びに平川簡易水道が最も古く、一番新しいものでは平成21年3月に湯野・西山簡易水道が創設されています。

簡易水道が多数創設されたのは、本市の大部分が山間部であり、地形の起伏が激しいために送水が困難なことや、民家が分散していることが大きな要因となっています。水源については、山間部にあること、新成羽川ダムがあること、そして1級河川の高梁川やその支流が流れていることから恵まれており、水質についても良質なものが多くあります。

しかし、より多くの安定した水源と安全で安心な水を確保するために平成18年度から有漢地域と成羽地域において岡山県広域水道企業団から浄水の受水（計画最大供給量3,000 m³/日）を開始しました。

【本市の上水道事業と簡易水道事業の特徴等】（統合前）

	上水道事業	簡易水道事業
給水区域	・市街地を中心に密集した地域	・中山間部の大半の区域 ・広い面積に集落が点在
経営状況	・独立採算により運営 ・人口減少、豪雨災害等により経営は厳しい	・地勢的条件により経営効率が不利 ・一般会計繰入金により赤字分を補う

簡易水道事業については、国の方針として、平成 28 年度末までに同一行政区域にある上水道事業と統合することが示されました。その後、地域の特別な事情により整備が遅れる場合は、統合を 3 年間延長することができることとされ、その結果、高梁市では、最終期限の令和 2 年 4 月 1 日に事業統合することとなり、現在は一つの水道事業として運営しています。

【本市における水道事業の統合の経緯】

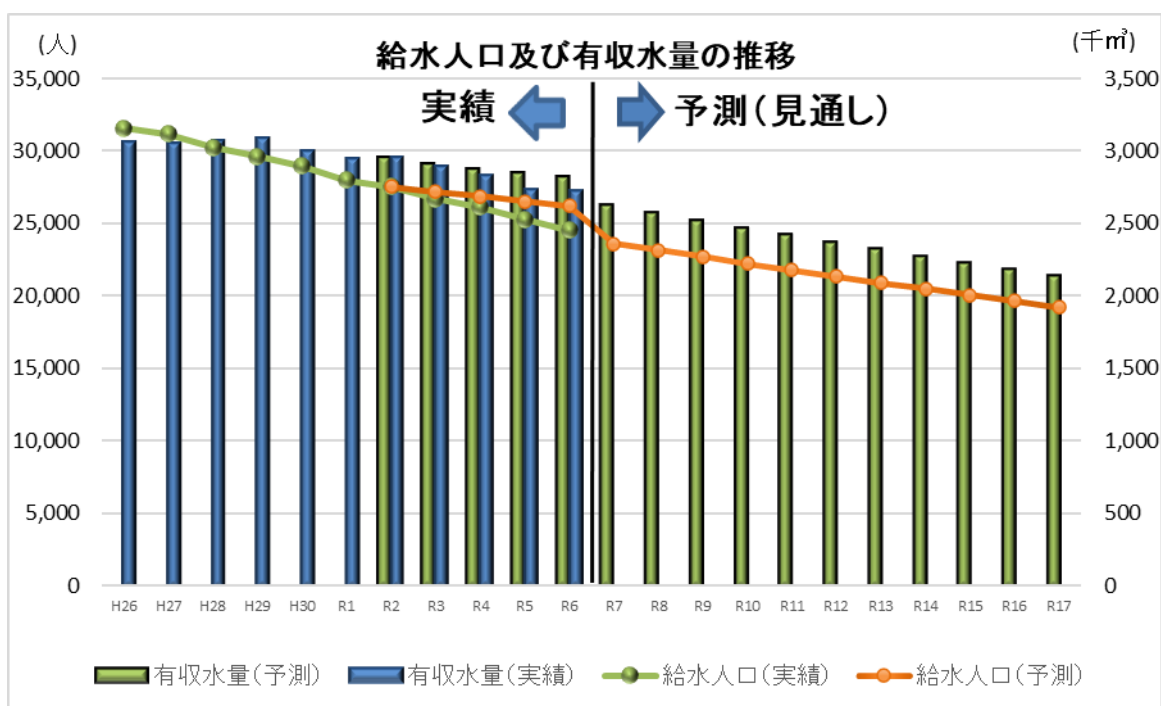
平成 18 年 12 月	統合計画の提出を要件とする国庫補助見直しについて通知
平成 19 年 6 月	簡易水道施設整備国庫補助金交付要綱及び同取扱要領改正 (簡易水道統合を重点的に推進)
平成 19 年 9 月	簡易水道事業統合計画書の提出 厚生労働省
平成 27 年 3 月	高梁市水道経営審議会に対して諮問 (審議会 7 回開催)
平成 27 年 11 月	高梁市水道経営審議会より答申
平成 27 年 11 月	国へ岡山県市長会より統合に対する期間延長及び財政支援を要望
平成 27 年 12 月	国へ統合に対する期間延長及び財政支援を要望
平成 28 年 1 月	簡易水道事業統合の期限延長について通知
平成 28 年 5 月	高梁市水道経営審議会に対して諮問 (審議会 6 回開催)
平成 29 年 1 月	簡易水道事業統合期日等延長理由書の提出 厚生労働省
平成 29 年 2 月	高梁市水道経営審議会より答申
令和 2 年 4 月	簡易水道事業を上水道事業へ統合

(2) 給水人口と有収水量の実績と見通し

本市では人口減少に伴い給水人口の減少が続いており、この影響により、有収水量も徐々に減少しています。

簡易水道統合時に令和2年度から令和6年度までの予測を行いましたでしたが、給水人口及び有収水量ともに予測から下振れしており、この下振れを反映して今後の予測値を再推計しています。

今後も更なる人口減少により、給水人口の減少は続く見込みのため、有収水量の減少も続くことが想定されます。



※令和2年度から令和6年度までは予測値と実績値の比較 令和7年度以降は見直し後の予測値

2 施設の現状

(1) 施設の概況

本市の水道事業において令和6年度末現在での水源、浄水場、配水池、ポンプ場を合わせた構造物及び設備の総施設数は291か所、取・導水管、送水管、配水管を合わせた管路の総延長は約957kmとなっています。

令和6年度末時点

施設名	数量	備考
水源池	34か所	受水3か所を含む
浄水場	23か所	
配水池	133か所	
ポンプ場	101か所	
計	291か所	

施設名	延長
取・導水管	19,201m
送水管	109,855m
配水管	827,492m
計	956,548m

(2) 固定資産の取得価額の内訳

本市の固定資産の内訳は、下表のとおり、約6割が送配水・給水設備（構築物）となっており、電気設備などの機械及び装置が約2割、その他建物等となっています。

【取得価額の内訳（科目名称別）】

科目名称	取得価額割合
構築物（送配水及び給水設備）	65.3%
構築物（上記以外）	5.6%
建物	3.7%
機械及び装置	23.9%
車両運搬具	0.2%
工具器具備品	0.9%
土地	0.5%

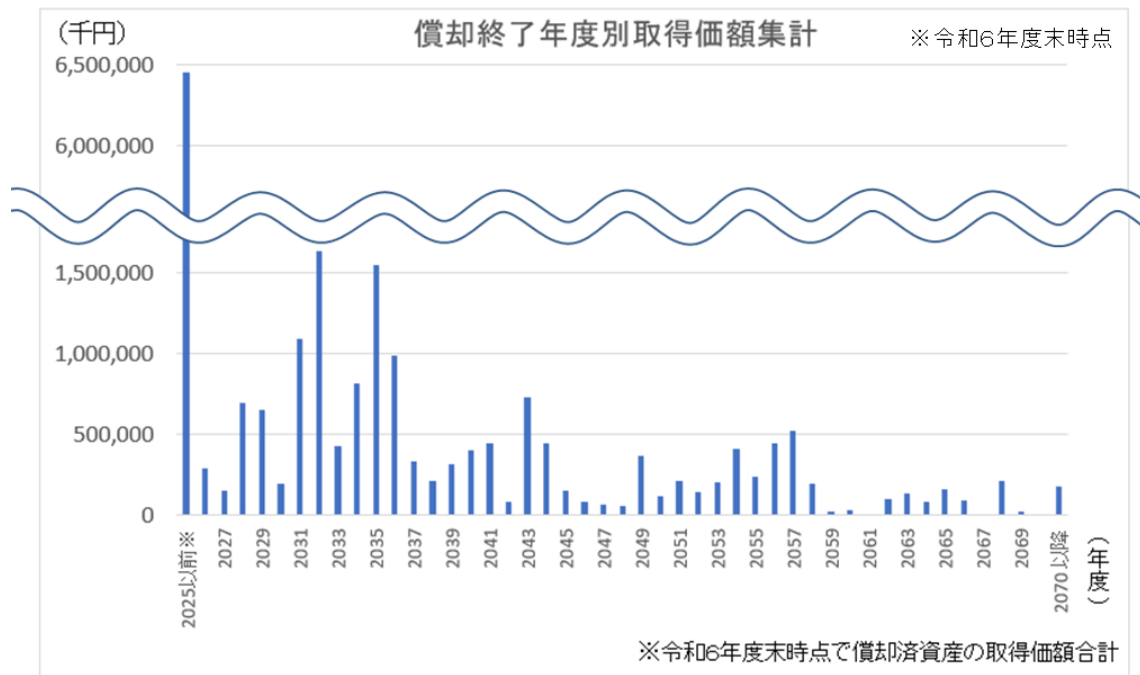
令和6年度末時点

(3) 年代別取得価額と今後の見通し

本市の水道事業は、昭和 31 年 3 月に創設され、以降段階的に整備されていますが、現状では電気設備、送配水管等、土地以外の固定資産のうち約 29%（取得価額約 65 億円）が既に耐用年数を経過した資産となっており、老朽化が進んでいる状況にあります。

今後も送配水管をはじめとする資産の老朽化が進み、特に 6～12 年後には、耐用年数を経過し償却終了年度を迎える資産の額がピークに達し、年間 10～15 億円分の資産が償却終了年度を迎えるなど、多額の更新費用が必要となることが想定されます。

現状では耐用年数の経過した資産が多額となっている中、今後も老朽化した送配水管等が増加していくことが見込まれるため、将来の更新に向けて、料金収入や企業債等の計画的な財源確保策を検討していく必要があります。



3 水道料金の状況

(1) 現在の水道料金体系

本市の水道料金体系（消費税込）は、下表のとおりです。

令和7年4月1日現在（消費税込）

区域	口径	基本料金		超過料金 料金（円/m ³ ）
		基本水量	料金（円）	
旧上水道区域	13 mm	10 m ³ まで	2,030 円	10 m ³ を超える水量 1 m ³ につき 203 円
	20 mm	10 m ³ まで	2,240 円	
	25 mm	—	2,590 円	1 m ³ につき 203 円
	30 mm	—	3,510 円	
	40 mm	—	4,430 円	
	50 mm	—	6,870 円	
	75 mm	—	11,760 円	
	100 mm	—	16,600 円	
旧簡易水道区域	13 mm	10 m ³ まで	2,290 円	10 m ³ を超える水量 1 m ³ につき 229 円
	20 mm	10 m ³ まで	2,590 円	
	25 mm	—	3,000 円	1 m ³ につき 229 円
	30 mm	—	4,070 円	
	40 mm	—	5,090 円	
	50 mm	—	7,790 円	
	75 mm	—	12,930 円	

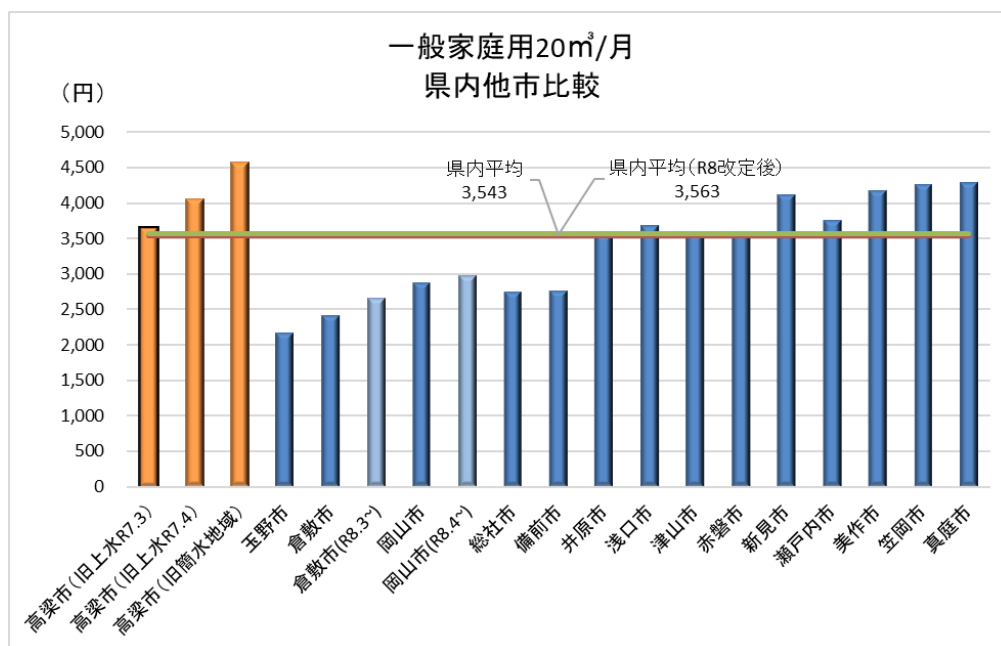
(2) 岡山県内他団体と比較した水道料金

①比較対象団体

選定の観点	比較対象団体	団体数
岡山県内 他団体 (市のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li style="margin-right: 10px;">・岡山市 <li style="margin-right: 10px;">・倉敷市 <li style="margin-right: 10px;">・津山市 <li style="margin-right: 10px;">・玉野市 <li style="margin-right: 10px;">・笠岡市 <li style="margin-right: 10px;">・井原市 <li style="margin-right: 10px;">・総社市 <li style="margin-right: 10px;">・新見市 <li style="margin-right: 10px;">・備前市 <li style="margin-right: 10px;">・瀬戸内市 <li style="margin-right: 10px;">・赤磐市 <li style="margin-right: 10px;">・真庭市 <li style="margin-right: 10px;">・美作市 <li style="margin-right: 10px;">・浅口市 	14

②水道料金の他団体比較

口径 13 mm で 1 か月に 20 m³ 使用した時の水道料金について、県内他団体と比較すると、本市旧簡易水道区域は最も高く、旧上水道区域は 5 番目に高い状況となっています。旧上水道区域の水道料金も県内平均を上回っており、他団体平均と比較しても高い水準にあるといえます。



令和 7 年 4 月 1 日現在 (消費税込)

(3) 水道料金改定の状況と見通し

本市では、令和 2 年 4 月に簡易水道事業を上水道事業に統合したため、水道料金の統一が必要となりました。

水道事業の経費は、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担すべきものを除き、料金収入などをもって充てなければならないとされていますが、現状のままでは、今後の更新に要する経費等、事業を継続するために必要となる経費について、現在の料金水準で賄うことが困難であると見込まれています。本市全体の水道事業の安定的な経営のためには、投資や人件費等の経費の最大限の合理化だけでなく、水道料金の見直しが必要な状況となっています。

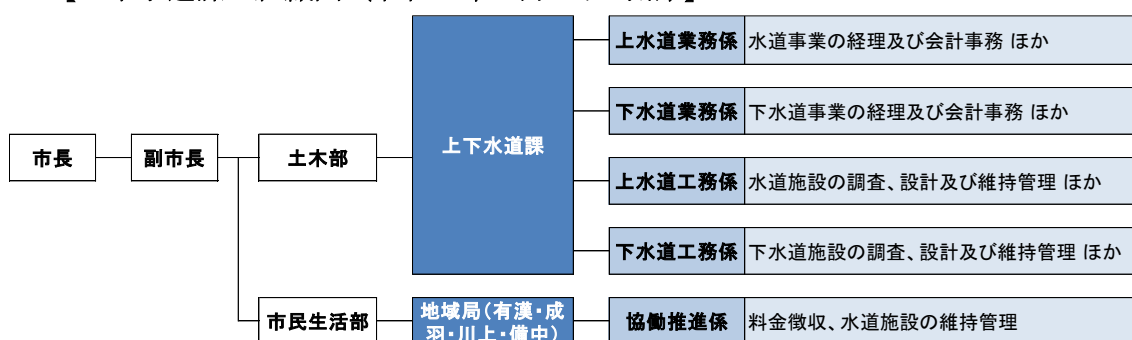
このため、本市では、高梁市水道経営審議会にて審議した水道料金の改定案を基本に、旧簡易水道区域は令和 2 年、旧上水道区域は令和 2 年、令和 7 年、令和 12 年の 3 段階で料金改定を行い、令和 12 年に料金を統一することとしています。

4 組織の状況

(1) 組織の状況

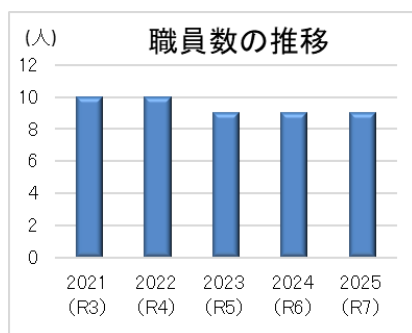
本市の水道事業は、土木部に設置されている上下水道課が所管となっています。また、上下水道課には4つの係が設置されており、下水道事業についても同じ課内で実施しています。なお、合併前の旧4町（有漢町、成羽町、川上町、備中町）にそれぞれ地域局が設置されており、水道料金の徴収や管轄区域内の水道施設の維持管理を行っています。

【上下水道課の組織図（令和7年4月1日時点）】



(2) 職員の状況

上下水道課において、水道事業に従事する職員数はこれまで10名でしたが、令和5年度より1名削減し9名となっています。職種については、令和7年4月1日時点で全て事務職員となっており、技術職員は配置されていません。職員の年齢構成をみると比較的若い職員で構成されています。なお、令和7年度においては、職員9名のほかに、会計年度任用職員（非常勤職員）6名が在籍しています。



【職員年齢構成】

区分	事務職員	
	人数	比率
25歳未満	3	33.3%
25歳以上35歳未満	4	44.4%
35歳以上45歳未満	2	22.2%
45歳以上55歳未満	0	0.0%
55歳以上	0	0.0%
合計	9	100.0%

令和7年4月1日時点

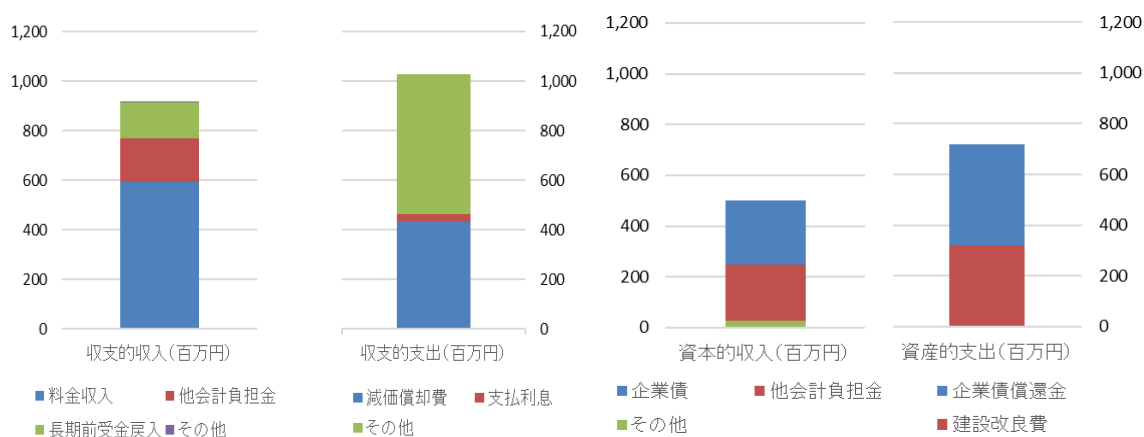
(3) 組織の見通し

本市では継続的に人員の適正化を図っています。

今後は、将来的な老朽化資産の更新に備えて、特に必要となる技術職員の確保とともに、知識やノウハウの継承体制を整備することで、事業の継続的な運営を実現できる組織となるよう努めます。

5 経営の状況

(1) 収支の概況（令和6年度）



【収益的収支の概況】

令和6年度における収益的収入は約9億2千万円で、そのうち料金収入は約5億9千万円となっています。収益的支出は約10億2千万円発生しており、約1億6百万円の純損失を計上しています。

収益的支出の主な内訳としては、減価償却費が約42%、その他の営業費用が約54%、支払利息が約3%を占めています。

収益的収入に占める料金収入の割合は約64%となっており、一般会計からの繰入金等により、水道事業の運営に必要な収入を賄っている状況にあります。

【資本的収支の概況】

令和6年度における施設や送配水管等への投資（建設改良費）は約3億2千万円であり、企業債の償還は約3億9千万円となっています。これらの財源の内訳は、新たな企業債の発行が約2億5千万円、一般会計からの繰入金が約2億2千万円、これまでの水道事業の運営を通して確保していた内部留保金が約2億2千万円などとなっています。

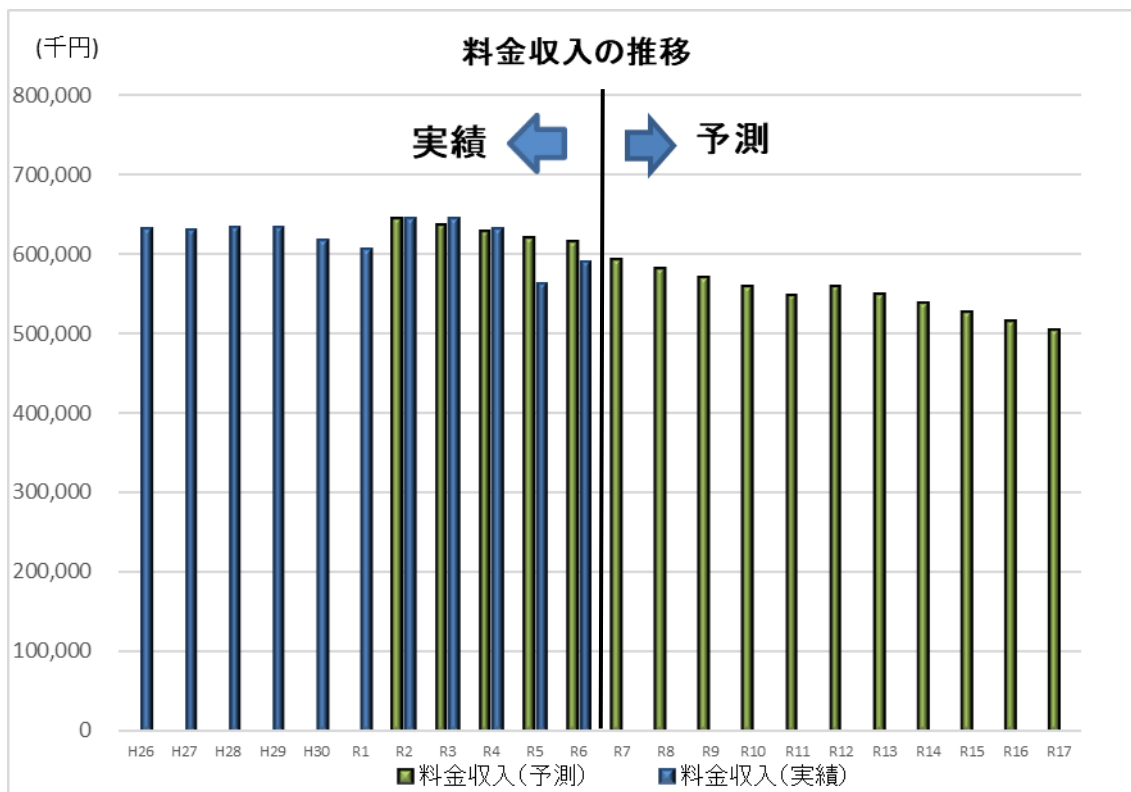
今後、企業債償還金の残高は減少することが見込まれる一方で、施設や送配水管等の劣化が進行し、その更新や減災を視野に入れた整備が必要となることを見込まれるため、その財源を確保する方法について検討する必要があります。

(2) 料金収入の状況

料金収入については、給水人口の減少により減少傾向にあります。ただし、令和2年度においては、料金改定により増加しています。令和5年度の料金収入が減少しているのは、基本料金を3か月減免したためです。

本市の水道事業では旧上水道区域の水道料金を令和7年度に改定するとともに、令和12年度の改定により、市内の水道料金を統一するため、一時的な料金収入の増加を見込んでいます。ただし、普及率がほぼ飽和状態にある一方、更なる人口減少が見込まれることから、水需要の減少により料金収入も減少していく見込みです。

給水原価を水道料金で賄い、適正な事業運営を継続するためには、給水原価の削減を図るとともに、今後の施設、管路の更新等によるコスト増加も考慮しながら、適正な水道料金の水準を定期的に検討する必要があります。



※令和2年度以前の実績値は旧簡易水道を含む、令和2年度から令和6年度までは予測値と実績値の比較

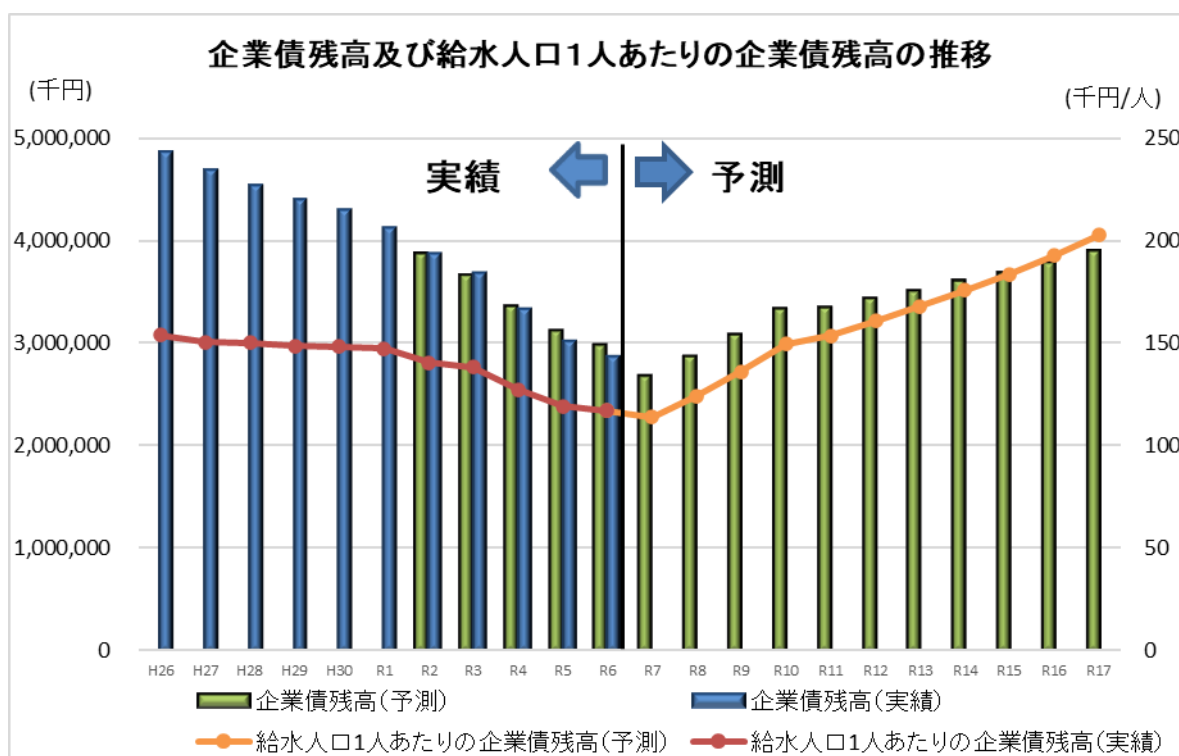
令和7年度以降は見直し後の予測値

(3) 企業債残高の推移

企業債の残高は、平成 22 年度は約 62 億円であったものが令和 6 年度には約 29 億円になるなど、年々減少傾向が続いており、その結果、給水人口 1 人あたりの企業債残高も、平成 22 年度と比較し約 3 割減少しています。そのため、将来世代における負担は軽減されているといえます。

しかしながら、事業開始当初に整備した施設や送配水管等の老朽化が進み、その更新には多大な資金が必要となることが想定されます。

必要な更新を実施するための財源確保において、企業債の過度な発行による資金調達は、将来世代へ大きな負担を先送りすることになります。世代間負担の公平性を考慮するとともに、人口減少が予測される中で将来世代の 1 人あたりの負担が過度に大きくならないよう、計画的に企業債を発行する必要があります。



※令和 2 年度以前の実績値は旧簡易水道を含む、令和 7 年度以降は予測値

(4) 他団体と比較した経営状況

本市の水道事業の経営状況について、以下の経営指標等により岡山県内の他団体の水道事業の平均との比較分析をします。指標の見方は、「↑」は高いほど良いこと、「↓」は低いほど良いことを示しています。なお、本分析時点での公表数値は令和5年度のもものが最新であり、令和5年度時点の数値で分析を実施しています。

経営指標	見方	経営指標の説明
【投資に関する指標】		
有収率 (%)	↑	配水量に対する有収水量の割合であり、施設の稼働が収益につながっているか否かを示す指標
施設利用率 (%)	↑	施設能力に対する平均配水量の割合であり、施設能力と水需要の整合性（能力過剰、能力不足など）を示す指標
有形固定資産減価償却率 (%)	↓	有形固定資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合であり、有形固定資産全体の老朽化度合いを示す指標
管路経年化率 (%)	↓	管路全体（延長）のうち、法定耐用年数を超過した管路（延長）の割合であり、管路の老朽化度合いを示す指標
管路更新率 (%)	↑	管路全体（延長）のうち、当該年度に更新された管路（延長）の割合であり、管路の更新の実施度合いを示す指標
【財政に関する指標】		
経常収支比率 (%)	↑	経常費用に対する経常収益の割合であり、料金収入や一般会計繰入金等の経常的な収益により、維持管理費や支払利息等の経常的な費用をどの程度賄えているかを示す指標
累積欠損金比率 (%)	↓	営業収益に対する累積欠損金の割合であり、事業の経営状況が健全な状態にあるかどうかを示す指標
流動比率 (%)	↑	流動負債に対する流動資産の割合であり、短期的な支払能力の有無を示す指標
企業債残高対給水収益比率 (%)	↓	料金収入に対する企業債残高の割合であり、将来的な企業債の返済負担の大きさを示す指標
料金回収率 (%)	↑	水道事業の運営に関する費用（給水原価）に対する料金収入の割合であり、給水原価をどの程度料金収入で賄えているかを示す指標
給水原価 (円/m ³)	↓	事業全体の水道事業の運営に関する費用を有収水量で除した金額であり、有収水量1 m ³ あたりの給水にどれだけの費用を要したかを示す指標

① 水道事業の投資に関する経営指標の状況

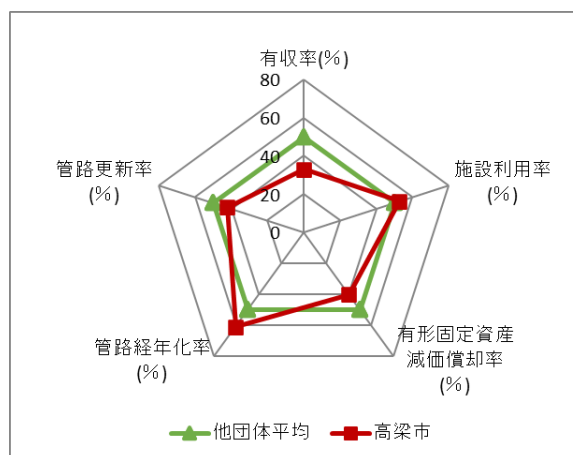
【投資に関する経営指標の推移及び他団体との比較】

経営指標	指標の見方	高梁市 水道事業 令和5年度	県内 団体平均 令和5年度
有収率 (%)	↑	74.0	85.2
施設利用率 (%)	↑	59.2	56.1
有形固定資産減価償却率 (%)	↓	64.4	53.0
管路経年化率 (%)	↓	4.2	22.3
管路更新率 (%)	↑	0.0	0.6

【レーダーチャート※】

県内他団体と比較すると、施設利用率は県内他団体と同程度ですが、有収率が低い水準となっており、漏水等により施設の稼働が非効率になっています。

また、管路経年化率は他団体より低く、管路の更新の必要性は他団体ほど高くないものの、県内他団体に比べ有形固定資産減価償却率が高い水準にあり、主に施設の老朽化が進んでいるといえます。



継続的な漏水調査の実施等により有収率の改善を図るとともに、今後の老朽化に備えて、施設及び管路の更新の財源を確保する必要があります。

※レーダーチャートは、外側へ行くほど指標が良好であるように示しています。

② 水道事業の財政に関する経営指標の状況

【財政に関する経営指標の推移及び他団体との比較】

経営指標	指標の見方	高梁市 水道事業 令和5年度	県内 団体平均 令和5年度
経常収支比率 (%)	↑	92.3	106.8
累積欠損金比率 (%)	↓	32.1	7.1
流動比率 (%)	↑	160.7	623.0
企業債残高対給水収益比率 (%)	↓	534.5	419.6
料金回収率 (%)	↑	65.7	87.8
給水原価 (円/m ³)	↓	313.1	215.9

【レーダーチャート※】

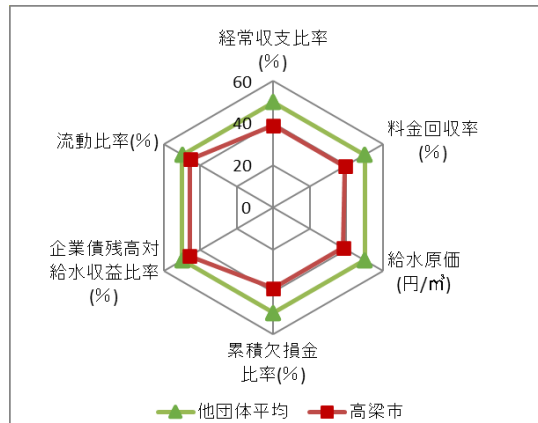
簡易水道事業との統合の影響もあり、経営状況は県内他団体と比較して厳しい水準にあります。

料金回収率については、令和2年度、令和7年度に旧上水区域の料金改定を行っているものの、簡易水道事業との統合等により給水原価が上昇したことから、依然として低い水準となっています。

経常収支比率は100%を下回っており、一般会計からの繰入金だけでは維持管理経費が賄えていません。経費の見直しとともに、料金改定による経営状況の改善が必要な状況です。

また、企業債残高対給水収益比率も、県内他団体と比較しても低い水準になっており、将来負担が大きくなっているといえます。

今後は有収率の向上や経費の継続的な見直し等により収益性を高めるとともに、令和12年度の料金改定及びその後の定期的な料金水準の適正化検討を実施するなど、将来の更新に備えて適切な財源の確保する必要があります。



※レーダーチャートは、外側へ行くほど指標が良好であるように示しています。

第3章 基本方針と施策目標

1 基本方針

水道施設は利用者の日常生活を維持し、地域の経済社会活動を支える基幹的な施設であり、ライフラインとして安全な水を安定して供給する使命があります。

高梁市水道事業では、「高梁市総合計画」を踏まえ、めざす姿を「安心・安全な水道 健幸都市たかはし」と掲げ、厚生労働省から示された「新水道ビジョン」でうたわれている「安全」、「強靱」、「持続」の3つの視点から、次のとおり3つの基本方針を定めます。

【めざす姿】

安心・安全な水道 健幸都市たかはし

【基本方針】

- 安全：安全で安心な水道水の供給
- 強靱：強くしなやかな水道の構築
- 持続：健全な経営基盤の確保

また、平成27年9月の国連サミットで採択され「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）」を達成することを意識し、「誰ひとり取り残さない」持続可能な地域社会の実現に向けて取り組んでいきます。

【持続可能な開発目標（SDGs）— 水道事業と関連すると考えられるもの】



2 施策目標

3つの基本方針を具現化し、利用者が安心して利用できる水道を次世代に継承することができるよう、以下の施策目標を設定し、各施策に計画的に取り組んでいきます。

(1) 安全：安全で安心な水道水の供給

利用者の安全意識の高まる中、より安全で良質な水道水を供給するため、水質管理体制を充実させ、安全で安心な水道水を供給します。

- ・高濁度発生時に対応できる施設整備
- ・水源保全に対する意識向上のための啓蒙活動
- ・水質管理体制の強化

(2) 強靱：強くしなやかな水道の構築

水道水の安定供給を確保するため岡山県広域水道企業団と自己水源との最適なバランスの確保に努め、安定的な事業運営を図ります。また、アセットマネジメントの考え方に基づく重要度、優先度を踏まえ、老朽化施設の適切な維持管理や耐震化を含めた計画的な更新を実施し、水道水を確実に給水できる安定的で強靱な水道を目指します。

- ・岡山県広域水道企業団からの受水を最大限利用した水源及び取水施設の整備と確保
- ・水道施設の耐震化の推進
- ・災害時における給水（応急給水）の確保
- ・緊急時連絡管の整備による緊急時の断水範囲の縮小化
- ・危機管理体制の確立と強化

(3) 持続：健全な経営基盤の確保

将来にわたって利用者が安心して水道水の提供を受け続けることができる環境を作るため、経営のさらなる健全化と水道技術の継承を目指すとともに、効率的な事業運営や経費の削減、次世代を担う職員の人材育成による技術力の確保に努め、利用者の暮らしを支え続ける持続可能な水道を目指します。

なお、現在別体系となっている旧上水道区域と旧簡易水道区域の水道料金体系については、段階的に調整し、令和12年に統一することとしています。

- ・建設工事の資金調達について国の補助制度を活用
- ・料金の適正化

- ・経営基盤の強化
- ・老朽化施設の更新
- ・漏水防止対策の推進
- ・環境保全への貢献
- ・組織体制の強化
- ・技術職員の研修等の実施

第4章 計画実施に向けた重要な取組

1 投資計画

(1) 今後の投資に関する取組方針

①老朽施設・管路の更新の推進

本市の水道施設は、今後老朽化が進んでいくことから、安定的な水道水の供給を保持するため、計画的に更新を実施します。

《取組方針》

- ・優先度や財源を加味したうえで計画的に老朽施設・管路の更新を進めます。
- ・有収率の向上を図るとともに水道施設の耐震化を進めるため、基幹管路及び老朽化した配水池の更新を進めます。
- ・安全で安心な水道水の供給のため、浄水処理施設の整備を進めます。
- ・今後更新が必要となってくる浄水施設について、浄水方法の見直しや、より効率的な浄水方法への転換を進めます。また、ポンプ設備も同様に、更新の際にはより効率のよい設備への更新を進めます。
- ・固定資産台帳の精度向上に向けた見直しや水道施設台帳の更新を行います。
- ・経年化資産や老朽化資産の増加が避けられないため、施設の点検サイクルの見直しや修繕計画等の作成を検討していきます。

②施設・管路の耐震化の推進

災害に強い、安全で安心な水道水の安定供給を維持していくため、計画的かつ効率的な浄水施設整備、水道施設の耐震化及び更新等を実施していきます。

《取組方針》

- ・更新需要算定の精度を向上させるため、構造物及び設備の機能診断や重要な構造物を対象に耐震診断等の実施を検討していきます。

③施設規模の適正化、管路廃止や口径縮小の検討

上述の第2章1(2)に記載のとおり、有収水量は徐々に減少傾向にあり、現状の水道施設を維持した場合、将来的に給水能力が水需要に比べて過大になっていく可能性があります。水需要に応じた水道施設とするため、今後の更新時に施設の統合・廃止・最適な規模へのスペックダウンによる合理化を進めます。

《取組方針》

- ・水道施設や管路の更新の時期に合わせ、水道施設の統廃合や管路の廃止を検討します。

④水道施設の長寿命化（予防保全型の維持管理）

今後、水道施設の老朽化が進んでいく中で、更新費用を抑制するためには、安全性を確保した上で、水道施設の長寿命化を図る必要があります。そこで、大規模な修繕の必要性や供給・使用停止によるサービス低下を防止するため、管路も含めた水道施設について予防保全を実施することで、ライフサイクルコストの低減を図ります。また、これにより更新費用の平準化も図ることができ、安定的な水道事業の経営を行うことができます。

《取組方針》

- ・水道施設の日常的・定期的な点検結果のデータや耐震・劣化診断結果をもとに、早期に更新すべき水道施設と日常的な修繕により長期利用すべき水道施設に分類し、長寿命化計画を策定します。

⑤広域化に関する事項

需要が減少する将来において効率的な運営は必要不可欠であり、今後は維持管理等を考慮し、施設の統廃合を含めた水道事業の広域化を推進します。

《取組方針》

- ・岡山県の主導により、県内の事業者が参画し広域連携についての検討をしており、今後も広域化の手法を検討していきます。

⑥新たな知見や新技術の導入

地球温暖化防止対策として、省エネルギー対策、エネルギーの有効活用などに積極的に取り組み、環境に配慮した事業経営を推進します。

《取組方針》

- ・水道施設全体の効率的な配水計画の検討・整備を実施し、消費電力、消費エネルギーの削減に努めます。また、適正水圧を確保しながら直結給水方式の拡大を推進します。

(2) 目標設定

本経営戦略で位置づけた投資計画の進捗状況を確認するために、以下の目標管理指標により、状況把握に努めることとします。

指標	現在	中間時点	最終目標
	令和 6 年度	令和 12 年度	令和 17 年度
有収率	74.5%	77.0%	80.0%
耐震化施工延長	586m	1,433m	2,280m

(3) 計画期間内に実施する施設、管路投資計画

本市の水道事業では、計画期間内（令和 8 年度～令和 17 年度）において、主に以下の投資を実施することを計画しています。

○水道施設遠方監視制御装置更新事業 約 10.0 億円（令和 8～10 年度）

また、上記の他にも適宜、施設や管路の老朽化に応じた更新を実施していく予定です。

2 財源計画

(1) 今後の財源確保に関する取組方針

①企業債に関する事項

老朽化した水道施設や管路の更新などの投資に必要な財源確保のために企業債の発行は不可欠ですが、企業債は基本的に料金収入を原資として償還するものであることから、将来世代への負担も鑑みて財源は国庫補助金・交付金を有効に活用し、企業債の発行を抑制しつつ、適正な水準で企業債を活用します。

《取組方針》

- ・旧簡易水道区域の施設整備に係る企業債の償還については、交付税が措置される基準内繰入金を主な財源として活用します。
- ・給水人口の減少により料金収入の減少が見込まれる中で、将来世代に過重な負担を強いることがないように、自己財源や補助金等による事業実施を図ることにより、企業債残高の抑制を図ります。

②料金に関する事項

旧上水道区域と旧簡易水道区域の現行水道料金は、事業統合前の経緯から異なるものとなっており、給水サービスの公平性を確保する観点から水道料金を統一することとしています。

また、水道事業は公営企業であり、地方公営企業法の下に独立採算制をとっていくことが原則です。今後、少子高齢化による人口の減少や、節水型社会の浸透により水の需要が減少すると予測される中でも、安心・安全な水道水の安定供給を続け、次世代に引き継いでいく必要があります。一方で、老朽化が見込まれる施設や管路の更新・耐震化に多額の費用が必要となります。このような厳しい状況の下、経費削減を行いながら水道料金の適正化を図ります。

《取組方針》

- ・高梁市水道経営審議会にて審議した水道料金の改定案をもとに、令和2年4月、令和7年4月に料金改定を実施しました。今後も令和12年4月に料金改定を実施することとしており、事業統合から10年間をかけて段階的に料金の統一化を図っているところです。
- ・定期的に、財政収支予測に基づき水道料金の適正化を検討します。水道料金の見直しが必要であると判断された場合は、料金の適正化について適時に情報公開と説明を行います。

③繰入金に関する事項

統合前の水道事業においては、一部を除き一般会計からの繰入を受けることなく独立採算で運営していましたが、一方で、統合前の簡易水道事業においては、料金収入のみでは収入が不足するため、不足額について一般会計から繰り入れを行っていました。統合後においても、自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となり、高水準の料金設定をせざるを得ない簡易水道事業については、基準額を超える部分について繰入の対象となっていますが、この措置は段階的に縮小されることとなっています。

《取組方針》

- ・事業運営の効率化や、適切な料金収入確保の取組みにより、基準内繰入金以外の繰入金を受けない、水道事業としての実質的な独立採算による経営の持続を図ります。

④民間の資金・ノウハウの活用

民間の専門知識や技術を活用することが望ましい業務について、適切な管理監督の下、行政責任の確保及び行政サービスの維持向上を図りながら、民間委託を検討していきます。

《取組方針》

- ・窓口業務等について、外部委託の検討をし、作業の効率化及びコスト削減を図ります。

⑤定員の適正化、人材育成

水道施設の老朽化による大規模な施設の更新、災害対策、水質の改善などを含め、安全で良質な水道水を安定的に供給し続けていくために、技術力の確保と向上、人材の育成が必要となります。

適正な人員確保とともに水道事業に携わる職員としての専門的知識・技能の習得を支援する体制の整備を図ります。

《取組方針》

- ・将来的な安定経営を見据えた適正な人員確保を図ります。
- ・適正な技術継承のため、近隣地域の他団体との連携や外部団体が主催する各種研修への参加など、水道事業の技術面での研修機会の増加を図ります。

(2) 目標設定

本経営戦略で位置づけた財政計画の進捗状況を確認するために、以下の目標管理指標により、状況把握に努めることとします。

指標	現在	中間時点	最終目標
	令和 6 年度	令和 12 年度	令和 17 年度
料金回収率 (供給単価/給水原価×100)	67.0%	68.0%	72.0%
資金残高	7 億円	3 億円	3 億円

第5章 投資財政計画

1 投資財政計画

(1) 前提条件

投資財政計画を策定する上での前提条件を次のように定めました。

項目		前提条件	
収益的収入	営業 収益	料金収入	○給水単価に年間総有収水量の見込みを乗じて算出。有収水量については人口減少の影響を加味 ○給水単価は令和6年度をベースとし、上水道は令和7・12年度料金改定を反映
		受託工事収益	見込んでいない
		その他	令和6年度までの過去3年間平均を横置き
	営業外 収益	他会計負担金	総務省の繰出基準に基づき、一般会計繰入金を算定
		長期前受金戻入	○将来取得資産部分：令和6年度減価償却費と長期前受金戻入の割合をもとに長期前受金収益化金額を算定 ○既存資産部分：財務会計システムから出力した将来の戻入予定額 ○企業債の償還に対する一般会計繰入部分：当年度の減価償却費に繰入割合を乗じた金額を収益化
		その他	令和6年度までの過去3年間平均を横置き
		特別利益	将来が予測できないため、見込んでいない
収益的支出	営業 費用	職員給与費	令和6年度までの過去3年間平均を横置き
		委託料	前年度数値に物価上昇率を加味するとともに外部委託化の影響を反映
		動力費・受水費	前年度実績値を基に、有収水量（見込み）の増減に比例するとともに物価上昇率を加味して算出
		修繕費	前年度数値に物価上昇率を加味するとともに外部委託化の影響を反映
		減価償却費	○将来取得資産部分：投資計画における建設改良費額について以下のとおり減価償却を実施 管路施設：耐用年数50年、残存価額10%で、取得翌年度より償却 機械設備：耐用年数20年、残存価額10%で、取得翌年度より償却 ○既存資産部分：財務会計システムから出力した将来の償却予定額
	資産減耗費	令和6年度数値を横置き	
	その他	前年度数値に物価上昇率を加味	
	営業外 費用	支払利息	既発債：決算統計の償還予定表数値を利用 新発債：直前に発行した企業債の条件を参考に決定（利率2%）
	特別損失	将来が予測できないため、見込んでいない	
資本的収入	企業債	各年度の建設改良費の90%を計上	
	他会計出資金	将来が予測できないため、見込んでいない	
	他会計負担金	総務省の繰出基準に基づき、一般会計繰入金を算定	
	国（都道府県）補助金	各年度の建設改良費の5%を計上	
	その他	将来が予測できないため、見込んでいない	
資本的支出	建設改良費（工事費等）	管路施設と機械設備に分けて事業費を試算	
	企業債償還金	○既存企業債分：財務会計システムから出力した将来の償還予定額 ○将来起債分：5年据え置き25年償還により将来の償還額を算定	

(2) 投資財政計画

(1)の前提条件に基づく成行きでの投資財政計画・原価計算表は次のとおりです。

(単位:千円)

区 分		年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2027年度)	(2028年度)	(2029年度)		
		(決算)	(決算見込)						
收 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	591,037	610,995	582,458	571,039	559,621	548,202		
	(1) 料 金 収 入	590,869	610,595	582,259	570,840	559,421	548,002		
	(3) そ の 他	168	400	200	200	200	200		
	2. 営 業 外 収 益	328,537	277,742	304,484	321,857	335,254	354,176		
	(1) 補 助 金	178,473	125,053	148,017	159,090	166,168	167,308		
	他 会 計 補 助 金	178,473	125,053	148,017	156,590	166,168	167,308		
	そ の 他 補 助 金	0	0	0	2,500	0	0		
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	143,496	147,936	151,449	157,749	164,068	181,851		
	(3) そ の 他	6,568	4,753	5,018	5,018	5,018	5,018		
	収 入 計 (C)	919,574	888,737	886,942	892,896	894,875	902,378		
	1. 営 業 費 用	980,070	1,039,003	974,774	1,001,742	1,018,257	1,036,702		
	(1) 職 員 給 与 費	74,228	86,061	72,935	72,935	72,935	72,935		
	基 本 給	42,982	46,753	42,896	42,896	42,896	42,896		
そ の 他	31,246	39,308	30,039	30,039	30,039	30,039			
(2) 経 費	482,155	534,378	479,500	489,426	487,319	489,584			
動 力 費	79,732	101,504	76,482	76,133	75,757	75,353			
修 繕 費	96,224	67,463	99,132	105,619	102,204	103,737			
委 託 料	65,913	106,330	67,905	68,924	67,914	66,824			
受 水 費	153,841	156,841	147,388	146,665	145,887	145,053			
そ の 他	86,445	102,240	88,592	92,085	95,557	98,617			
(3) 減 価 償 却 費	423,687	418,564	422,339	439,381	458,003	474,183			
2. 営 業 外 費 用	45,794	41,575	47,347	54,535	62,264	66,251			
(1) 支 払 利 息	33,744	31,212	38,688	45,876	53,605	57,592			
(2) そ の 他	12,050	10,363	8,659	8,659	8,659	8,659			
支 出 計 (D)	1,025,864	1,080,578	1,022,121	1,056,278	1,080,522	1,102,954			
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	△ 106,290	△ 191,841	△ 135,179	△ 163,382	△ 185,647	△ 200,576			
特 別 利 益 (F)	0	0	0	0	0	0			
特 別 損 失 (G)	113	11,720	0	0	0	0			
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 113	△ 11,720	0	0	0	0			
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	△ 106,403	△ 203,561	△ 135,179	△ 163,382	△ 185,647	△ 200,576			

(単位:千円)

区 分		年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2027年度)	(2028年度)	(2029年度)		
		(決算)	(決算見込)						
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	254,200	193,400	540,000	540,000	540,000	270,000		
	3. 他 会 計 補 助 金	221,670	211,246	195,335	182,076	165,376	140,766		
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	9,531	11,360	30,000	65,561	65,561	50,561		
	8. 負 担 金	2,010	2,574	0	0	0	0		
	9. そ の 他	13,671	61,100	0	0	0	0		
	計 (A)	501,082	479,680	765,335	787,637	770,937	461,327		
	1. 建 設 改 良 費	290,206	357,102	603,871	671,123	671,123	371,123		
	2. 企 業 債 償 還 金	398,418	376,636	351,085	327,254	297,238	253,005		
	計 (D)	688,624	733,738	954,956	998,377	968,361	624,128		
	資 本 的 収 入 額 が 資 本 的 支 出 額 に 不 足 する 額 (D)-(C) (E)	187,542	254,058	189,621	210,740	197,424	162,801		
資 金 残 高	747,734	501,117	511,893	429,578	349,572	287,851			
企 業 債 残 高 (H)	2,868,522	2,683,449	2,872,364	3,085,110	3,327,872	3,344,867			

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2027年度)	(2028年度)	(2029年度)		
		(決算)	(決算見込)						
収 益 的 収 支 分		178,491	125,053	148,017	156,590	166,168	167,308		
	う ち 基 準 内 繰 入 金	150,118	125,053	148,017	156,590	166,168	167,308		
	う ち 基 準 外 繰 入 金	28,373	0	0	0	0	0		
資 本 的 収 支 分		221,670	211,246	195,335	182,076	165,376	140,766		
	う ち 基 準 内 繰 入 金	221,670	211,246	195,335	182,076	165,376	140,766		
	う ち 基 準 外 繰 入 金	0	0	0	0	0	0		
合 計	400,161	336,299	343,352	338,666	331,544	308,074			

(単位:千円)

区 分		年 度		令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	令和16年度 (2034年度)	令和17年度 (2035年度)
收 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)			561,518	550,311	539,103	527,896	516,689	505,507
	(1) 料 金 収 入			561,319	550,111	538,904	527,696	516,489	505,308
	(3) そ の 他			200	200	200	200	200	200
	2. 営 業 外 収 益			345,951	340,324	340,369	332,810	300,545	295,254
	(1) 補 助 金			168,078	167,482	167,248	161,065	158,777	160,877
	他 会 計 補 助 金			168,078	165,982	167,248	161,065	158,777	160,877
	そ の 他 補 助 金			0	1,500	0	0	0	0
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入			172,855	167,825	168,103	166,728	136,750	129,360
	(3) そ の 他			5,018	5,018	5,018	5,018	5,018	5,018
	収 入 計 (C)			907,469	890,635	879,472	860,706	817,233	800,762
	1. 営 業 費 用			1,029,399	1,021,795	1,021,652	1,007,511	970,069	970,555
	(1) 職 員 給 与 費			72,935	72,935	72,935	72,935	72,935	72,935
	基 本 給			42,896	42,896	42,896	42,896	42,896	42,896
そ の 他			30,039	30,039	30,039	30,039	30,039	30,039	
(2) 経 費			492,624	497,332	496,835	499,261	498,792	504,423	
動 力 費			74,926	74,561	74,167	73,745	73,294	72,816	
修 繕 費			105,293	109,872	108,520	110,148	111,800	116,477	
委 託 料			66,507	64,605	63,465	62,308	61,132	62,049	
受 水 費			144,174	143,415	142,601	141,730	140,800	139,819	
そ の 他			101,724	104,879	108,081	111,330	111,765	113,262	
(3) 減 価 償 却 費			463,840	451,527	451,883	435,315	398,342	393,197	
2. 営 業 外 費 用			69,209	72,108	74,678	76,939	79,149	81,295	
(1) 支 払 利 息			60,550	63,449	66,019	68,280	70,490	72,636	
(2) そ の 他			8,659	8,659	8,659	8,659	8,659	8,659	
支 出 計 (D)			1,098,608	1,093,903	1,096,331	1,084,451	1,049,218	1,051,850	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)			△ 191,139	△ 203,268	△ 216,859	△ 223,744	△ 231,985	△ 251,089	
特 別 利 益 (F)			0	0	0	0	0	0	
特 別 損 失 (G)			0	0	0	0	0	0	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			0	0	0	0	0	0	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			△ 191,139	△ 203,268	△ 216,859	△ 223,744	△ 231,985	△ 251,089	

(単位:千円)

区 分		年 度		令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	令和16年度 (2034年度)	令和17年度 (2035年度)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債			270,000	270,000	270,000	270,000	270,000	270,000
	3. 他 会 計 補 助 金			104,003	104,080	98,727	104,488	94,635	89,415
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金			50,561	50,561	50,561	50,561	15,000	15,000
	8. 負 担 金			0	0	0	0	0	0
	9. そ の 他			0	0	0	0	0	0
	計 (A)			424,564	424,641	419,288	425,049	379,635	374,415
	1. 建 設 改 良 費			371,123	371,123	371,123	371,123	371,123	371,123
	2. 企 業 債 償 還 金			186,930	187,068	177,447	187,802	170,093	160,710
	計 (D)			558,053	558,191	548,570	558,925	541,216	531,833
	資 本 的 収 入 額 が 資 本 的 支 出 額 に 不 足 する 額 (D)-(C) (E)			133,489	133,550	129,282	133,876	161,581	157,418
資 金 残 高			258,482	212,064	157,146	74,156	△ 54,105	△ 191,271	
企 業 債 残 高 (H)			3,427,937	3,510,869	3,603,422	3,685,620	3,785,527	3,894,817	

○他会計繰入金

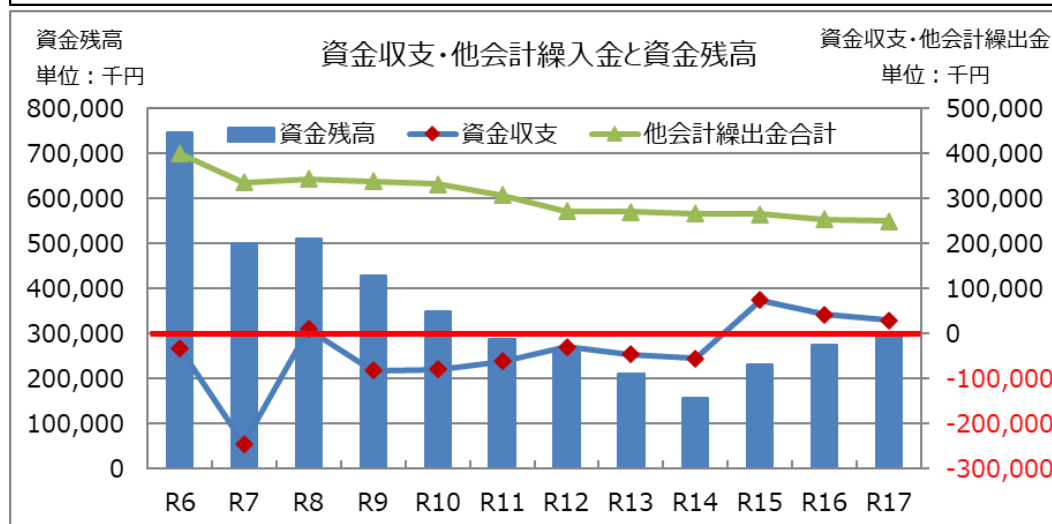
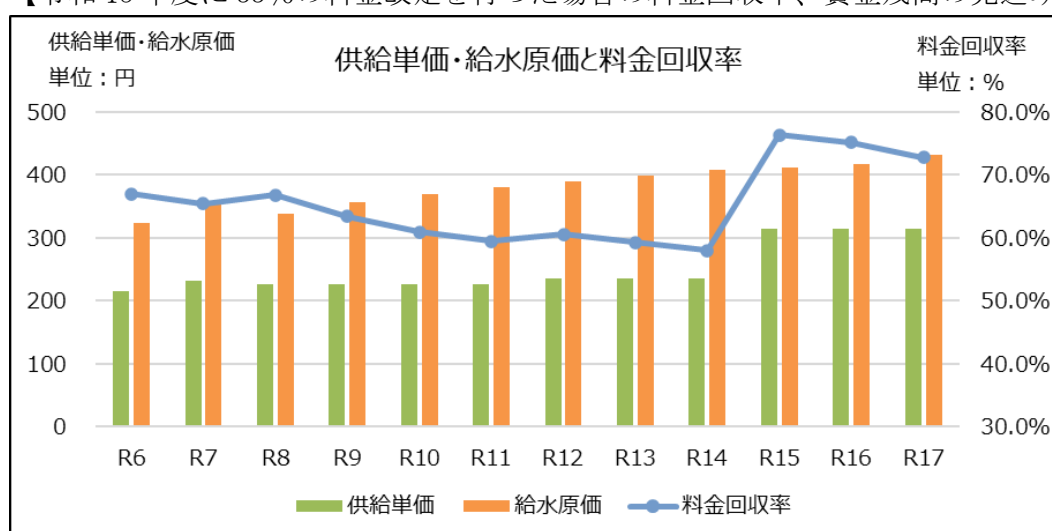
(単位:千円)

区 分		年 度		令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	令和16年度 (2034年度)	令和17年度 (2035年度)
収 益 的 収 支 分				168,078	165,982	167,248	161,065	158,777	160,877
	うち 基 準 内 繰 入 金			168,078	165,982	167,248	161,065	158,777	160,877
	うち 基 準 外 繰 入 金			0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分				104,003	104,080	98,727	104,488	94,635	89,415
	うち 基 準 内 繰 入 金			104,003	104,080	98,727	104,488	94,635	89,415
	うち 基 準 外 繰 入 金			0	0	0	0	0	0
合 計			272,081	270,062	265,975	265,553	253,412	250,292	

人口減少予測に伴う料金収入の減少、物価上昇、金利上昇等による経常経費の増加等に伴い、損益赤字が続く見込みであり、計画最終年度の令和 17 年度までに資金残高がマイナスとなる見込みです。

増加する経常経費を料金収入で賄えていない状況となっているため、料金水準の適正化を図る必要があります。まずは令和 12 年度まで旧簡易水道区域と旧上水道区域の料金体系の統一を図っているところですが、更なる料金改定についても検討を行うこととし、経営目標の達成に向けた一例を下図にて提示します。また、経営の更なる安定化のため、基準外繰入金についても引き続き財政部署と協議を行っていきます。

【令和 15 年度に 33%の料金改定を行った場合の料金回収率、資金残高の見込み】



2 原価計算表

原価計算表

供用開始年月日 昭和37年9月1日

給水人口 24,526人

計算期間 自 R8年4月
至 R17年3月
(10年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	料金対象収支 (A) - (B)
料 金 (X)	千円 590,869	千円 546,035	千円	千円 546,035
給 水 装 置 工 事 費	0	0		0
そ の 他	168	200		200
合 計	591,037	546,234	0	546,234

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	料金対象収支 (A) - (B)
人 件 費	74,228	72,935		72,935
動 力 費	79,732	74,723		74,723
修 繕 費	96,224	107,280		107,280
委 託 料	65,913	65,163		65,163
受 水 費	153,841	143,753		143,753
支 払 利 息	33,744	59,719		59,719
減 価 償 却 費	423,687	438,801		438,801
そ の 他	86,445	102,589		102,589
合 計 (Y)	1,013,814	1,064,964	321,685	743,279

資 産 維 持 費 (Z)	230,755
料金対象経費(Y) + (Z)	974,035

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 56.1$$

<料金水準についての説明>

令和2年度から旧簡易水道と統合したため、経営状況が著しく悪化しており、非常に厳しいものとなっている。今後の急激な給水人口の減少による料金収入の減少は避けられない中、老朽化する施設の維持管理を行っていくためには、限られた予算の中で最大限の効果を発揮するよう、更新計画を立て、確実に実行する必要がある。また経営改善による費用の抑制を実施するとともに、事業が継続可能な料金収入を確保するため、料金改定を行っていく(直近では令和7年度に料金改定を行い、今後令和12年度にも料金改定を行うこととしている)。

第6章 経営戦略の事後検証・更新等

1 経営戦略の事後検証の必要性

経営戦略の計画期間は令和8年度から令和17年度の10年間ですが、「経営戦略策定・改定ガイドライン」（総務省）において、その推進にあたり毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、3～5年に一度見直し（ローリング）を行うこととされています。

2 計画の推進と点検・進捗管理の方法

経営戦略の適切な推進のため、毎年度目標の達成状況を把握することで進捗管理を行います。

また、5年に一度経営戦略における投資財政計画と実績とのかい離及びその原因を分析し、その結果を経営戦略等に反映させる「計画(Plan)-実施(Do)-検証(Check)-見直し(Action)」を導入し、経営戦略を見直した場合は市民及び利用者へ公表します。